

神戸市市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会
令和2年度第1回「総合事業サービスワーキンググループ」次第

1 日 時 令和2年10月23日（金）午後3時00分～午後4時30分

2 場 所 神戸市役所1号館8階 福祉局大会議室

3 次 第

(1) 開 会

(2) 定足数の確認

(3) 座長の選任

(4) 議事

① 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

- ・ 各サービスの状況
- ・ 介護予防通所サービスの提供における目標設定・実績評価
- ・ K O B E シニア元気ポイント制度
- ・ つどいの場支援事業
- ・ ケアマネジメント支援体制の強化

② 第8期介護保険事業計画以降の円滑な運営に向けて

③ その他

(5) 閉 会

〈配布資料〉

資料1. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
「総合事業サービスワーキンググループ」委員名簿

資料2. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

資料3. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
ワーキンググループ設置要綱

資料4. 神戸市が行う総合事業のサービス

資料5. 介護予防通所サービスの提供における目標設定・実績評価

資料6. K O B E シニア元気ポイント制度

資料7. つどいの場支援事業

資料8. ケアマネジメント支援体制の強化

資料9. 第8期介護保険事業計画以降の円滑な運営に向けて

資料10. 全国介護保険担当課長会議資料（抜粋）

神戸市 市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会

総合事業サービスワーキンググループ委員名簿 (敬称略、五十音順)

明石 隆行	種智院大学人文学部社会福祉学科教授
足立 泰美	甲南大学経済学部経済学科教授
大浦 由紀	神戸市シルバーサービス事業者連絡会副会長
神谷 良子	一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会相談役
信川 恒夫	一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟副理事長
松永 星子	生活協同組合コープこうべ 地域活動推進部
村山 メイ子	認定特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク理事長

計 7 名

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

平成12年7月11日

分科会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日決定）第9条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の部会を設置する。

- (1) 企画・調査部会 定数10名以内
- (2) サービス研究会 定数15名以内
- (3) 地域密着型サービス運営委員会 定数15名以内

2 第1項の各号に掲げる部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 部会長は、その部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

9 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

10 部会に必要な応じてワーキンググループを置くことができる。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(代表幹事及び幹事)

第4条 専門分科会及び部会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから分科会長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、専門分科会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日より施行する。

別表（第2条関係）

部会の所掌事務

1 企画・調査部会

- (1) 介護保険事業計画の点検及びそれに必要な調査の実施に関する事
- (2) 介護保険事業計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (3) 高齢者保健福祉計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (4) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要な事

2 サービス研究会

介護サービスの質の向上に関する事

3 地域密着型サービス運営委員会

- (1) 地域密着型サービスの指定基準に関する事
- (2) 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関する事
- (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関する事
- (4) その他、地域密着型サービスの円滑な運営に関して必要と認められる事

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会 ワーキンググループ設置要綱

平成 27 年 5 月 28 日

企画・調査部会決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱（平成 12 年 7 月 11 日決定）第 6 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

(ワーキンググループ)

第 2 条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。

(1) 総合事業サービスワーキンググループ 定数 10 名以内

(2) ケアマネジメント検討ワーキンググループ 定数 10 名以内

2 第 1 項の各号に掲げるワーキンググループの所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。

4 ワーキンググループに座長を置き、座長は、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 座長は、そのワーキンググループの会務を総理する。

6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 ワーキンググループは、座長が招集する。

8 ワーキンググループは、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(関係者の出席)

第 3 条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 ワーキンググループの庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、ワーキンググループが定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 10 日より施行する。

別表（第2条関係）

ワーキンググループの所掌事務

1 総合事業サービスワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関する事
- (2) その他、総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要と認められる事

2 ケアマネジメント検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに必要なプロセス、アセスメントツール、様式等の検討に関する事
- (2) その他、総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに関して必要と認められる事

令和2年10月1日

(国保連合会の令和2年8月審査分
までの給付実績情報等に基づき、
令和2年6月末までの状況を取りま
とめたもの)

神戸市介護保険制度の実施状況

1. 高齢化の状況	1
2. 要介護認定等の状況	2
(1) 要介護認定の申請、基本チェックリストの実施状況	2
(2) 要介護等認定者数・事業対象者数の推移	3
3. 介護保険サービスの利用状況	4
(1) サービス利用者数等の推移	4
(2) 要介護度別サービス利用者の状況	4
(3) サービス毎の利用状況と推移	5
4. 在宅サービスの種類別利用状況	9
(1) サービス種類別利用人数の推移	9
(2) サービス種類別利用者割合	9
(3) 要介護度別サービス利用者割合	10
(4) 要介護度別支給限度額に対する利用割合の推移	10
5. 指定事業者等・定員数の推移	11
6. 介護給付費の支払状況	14
7. 保険料の収納状況等	15
(1) 介護保険料収納状況	15
(2) 保険料減免の状況	15
(3) 利用料軽減措置の状況	16
8. 事業者指導の状況	16

令和2年10月
介護保険課

介護保険の実施状況（平成12年4月～令和2年6月）

1. 高齢化の状況

（全市）

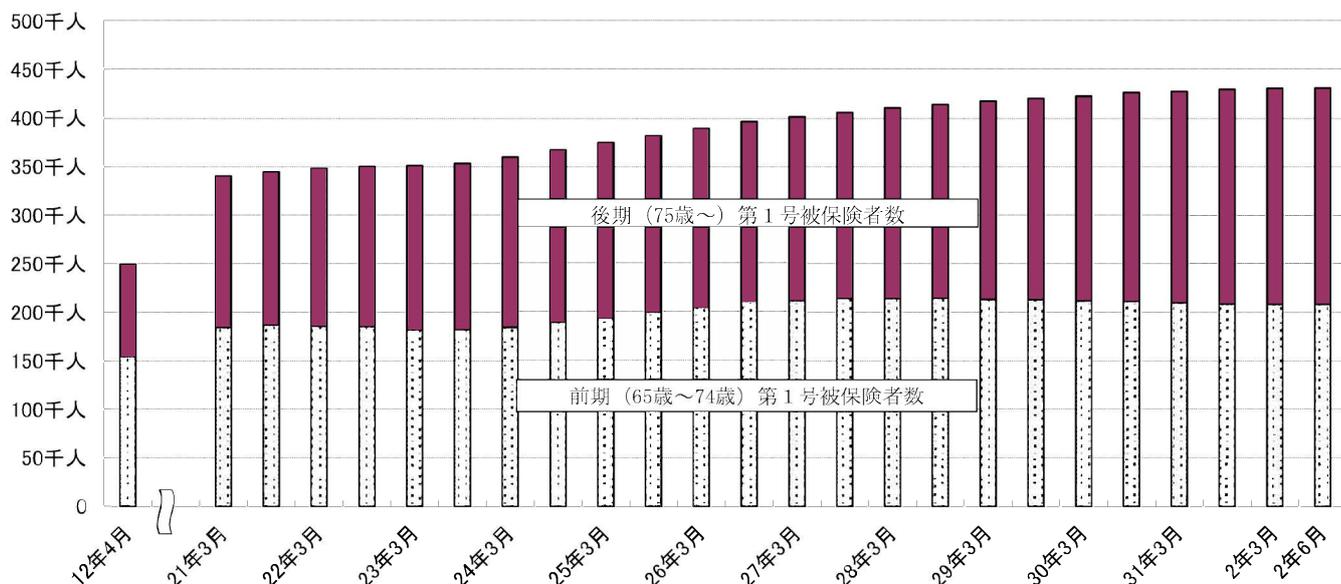
	12年4月末	26年3月末	27年3月末	28年3月末	29年3月末	30年3月末	31年3月末	02年3月末	02年6月末
神戸市人口	1,508,944人 (100)	1,548,790人 (103)	1,546,191人 (102)	1,544,671人 (102)	1,541,080人 (102)	1,537,703人 (102)	1,532,857人 (102)	1,529,092人 (101)	1,529,253人 (101)
第1号被保険者数	249,658人 (100)	389,403人 (156)	401,698人 (161)	410,750人 (165)	417,619人 (167)	422,933人 (169)	427,683人 (171)	430,818人 (173)	431,283人 (173)
65歳～74歳	153,875人 (100)	204,514人 (133)	212,054人 (138)	214,371人 (139)	213,152人 (139)	211,950人 (138)	209,672人 (136)	208,193人 (135)	208,226人 (135)
75歳～	95,783人 (100)	184,889人 (193)	189,644人 (198)	196,379人 (205)	204,467人 (213)	210,983人 (220)	218,011人 (228)	222,625人 (232)	223,057人 (233)
第2号被保険者数	529,848人 (100)	528,517人 (100)	524,930人 (99)	521,814人 (98)	520,393人 (98)	519,643人 (98)	519,789人 (98)	520,017人 (98)	521,216人 (98)
第1号被保険者数／神戸市人口	16.5%	25.1%	26.0%	26.6%	27.1%	27.5%	27.9%	28.2%	28.2%

注1 神戸市人口は「住宅基本台帳＋外国人登録」記載の人数に基づく

注2 第1号被保険者数には市外の介護保険施設に入所している住所地特例者の人数を含む

注3 第2号被保険者数は「住民基本台帳＋外国人登録」に記載する40歳～64歳までの人数

注4 () は平成12年4月末時点を100とした場合の指数



（行政区別）

令和2年6月末現在【単位：人】

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
区別人口	213,937	133,021	138,804	109,228	215,152	97,582	160,582	220,212	240,735	1,529,253
第1号被保険者数	52,504	34,030	32,634	31,244	66,111	32,640	51,691	65,315	65,114	431,283
65歳～74歳	25,345	15,688	15,907	14,033	32,258	14,578	24,383	30,129	35,905	208,226
75歳～	27,159	18,342	16,727	17,211	33,853	18,062	27,308	35,186	29,209	223,057
第1号被保険者数／区別人口 (%)	24.5%	25.6%	23.5%	28.6%	30.7%	33.4%	32.2%	29.7%	27.0%	28.2%

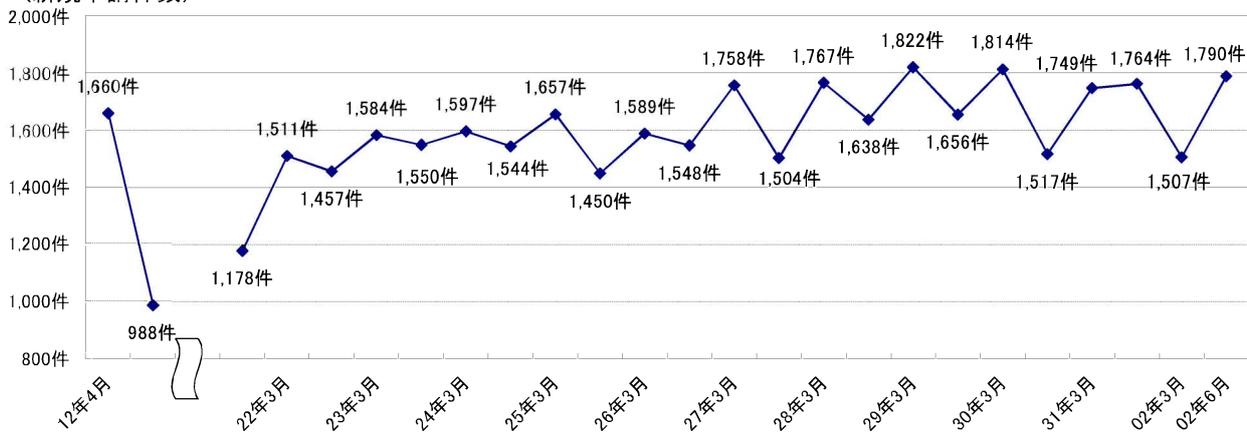
2. 要介護認定等の状況

(1) 要介護認定の申請、基本チェックリストの実施状況

	11年度中	12年4月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
要介護等認定申請者数	29,455人	1,843人	7,351人	7,814人	7,761人	7,914人	6,590人	7,183人	6,337人	6,178人
うち新規申請		1,660人	1,589人	1,758人	1,767人	1,822人	1,814人	1,749人	1,507人	1,790人
基本チェックリスト実施人数	—	—	—	—	—	—	114人	36人	68人	66人
うち新規実施	—	—	—	—	—	—	114人	36人	68人	66人

注1 基本チェックリスト実施人数には、要介護認定申請と同時に、要介護認定を受けた方を含む。

(新規申請件数)



(新規申請者に対する判定結果 (令和2年6月に判定結果が出たもの))

区分	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
人数	70人	425人	223人	204人	107人	89人	115人	65人	1,298人

(新規基本チェックリスト実施者に対する判定結果 (令和2年6月に判定結果が出たもの))

	非該当	該当
事業対象者	1人	65人

(2) 要介護認定者数・事業対象者数の推移

	12年4月末	26年3月末	27年3月末	28年3月末	29年3月末	30年3月末	31年3月末	02年3月末	02年6月末
要介護等 認定者数	26,040人 (100) [100%]	78,800人 (303) [100%]	80,449人 (309) [100%]	82,377人 (316) [100%]	84,740人 (325) [100%]	86,077人 (331) [100%]	89,072人 (342) [100%]	91,144人 (350) [100%]	90,576人 (348) [100%]
要支援 要支援1	3,445人 (100) [13.2%]	16,947人 (492) [21.5%]	17,023人 (494) [21.2%]	16,755人 (486) [20.3%]	16,841人 (489) [19.9%]	17,126人 (497) [19.9%]	18,417人 (535) [20.7%]	18,280人 (531) [20.1%]	17,890人 (519) [19.8%]
要支援2		15,226人 [19.3%]	15,858人 [19.7%]	16,551人 [20.1%]	17,134人 [20.2%]	16,704人 [19.4%]	17,613人 [19.8%]	18,561人 [20.4%]	18,345人 [20.3%]
要介護1	7,151人 (100) [27.5%]	10,958人 (153) [13.9%]	11,286人 (158) [14.0%]	11,656人 (163) [14.1%]	12,454人 (174) [14.7%]	13,080人 (183) [15.2%]	13,491人 (189) [15.1%]	14,069人 (197) [15.4%]	14,097人 (197) [15.6%]
要介護2	5,088人 (100) [19.5%]	11,511人 (226) [14.6%]	11,681人 (230) [14.5%]	12,102人 (238) [14.7%]	12,243人 (241) [14.4%]	12,624人 (248) [14.7%]	12,767人 (251) [14.3%]	12,969人 (255) [14.2%]	12,926人 (254) [14.3%]
要介護3	3,782人 (100) [14.5%]	8,811人 (233) [11.2%]	8,955人 (237) [11.1%]	9,374人 (248) [11.4%]	9,830人 (260) [11.6%]	10,115人 (267) [11.8%]	10,174人 (269) [11.4%]	10,328人 (273) [11.3%]	10,423人 (276) [11.5%]
要介護4	3,551人 (100) [13.6%]	8,312人 (234) [10.5%]	8,672人 (244) [10.8%]	8,890人 (250) [10.8%]	9,264人 (261) [10.9%]	9,453人 (266) [11.0%]	9,535人 (269) [10.7%]	9,850人 (277) [10.8%]	9,898人 (279) [10.9%]
要介護5	3,023人 (100) [11.6%]	7,035人 (233) [8.9%]	6,974人 (231) [8.7%]	7,049人 (233) [8.6%]	6,974人 (231) [8.2%]	6,975人 (231) [8.1%]	7,075人 (234) [7.9%]	7,087人 (234) [7.8%]	6,997人 (231) [7.7%]
第1号被保険者	25,312人	77,003人	78,789人	80,806人	83,213人	84,550人	87,540人	89,599人	89,059人
第2号被保険者	728人	1,797人	1,660人	1,571人	1,527人	1,527人	1,532人	1,545人	1,517人
第1号被保険者中 の認定者割合(%)	10.1%	20.5%	20.2%	20.1%	20.3%	20.2%	20.7%	20.9%	20.6%

※ () は平成12年4月末時点を100とした場合の指数。 [] は構成比 (端数整理の関係で合計が100にならないことがある。)

	29年4月末	02年3月末	02年6月末
事業対象者数	51人 (100)	1,231人 (2,414)	1,224人 (2,400)
第1号被保険者中 の事業対象者割合(%)	—	0.29%	0.28%

※ () は平成29年4月末時点を100とした場合の指数。

3. 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス利用者数等の推移

		12年4月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
サービス利用者数	(a) 在宅サービス	13,767人 (100)	52,369人 (380)	54,473人 (396)	56,310人 (409)	56,694人 (412)	58,687人 (426)	61,027人 (443)	62,142人 (451)	63,542人 (462)
	(うち総合事業)	—	—	—	—	—	20,830人	21,863人	21,080人	21,115人
	(b) 施設サービス	6,899人 (100)	10,088人 (146)	10,061人 (146)	10,057人 (146)	10,100人 (146)	10,241人 (148)	10,152人 (147)	10,404人 (151)	10,383人 (151)
	(c) 重複分	167人 (100)	250人 (150)	280人 (168)	306人 (183)	319人 (191)	324人 (194)	354人 (212)	354人 (212)	352人 (211)
	(d) 実数 (a)+(b)-(c)	20,499人 (100)	62,207人 (303)	64,254人 (313)	66,061人 (322)	66,475人 (324)	68,604人 (335)	70,825人 (346)	72,192人 (352)	73,573人 (359)
(e) 要介護認定者数	26,040人	78,800人	80,449人	82,377人	84,740人	86,077人	89,072人	91,144人	90,576人	
(f) 事業対象者数	—	—	—	—	—	712人	1,147人	1,231人	1,224人	
サービス利用率 (d)÷((e)+(f))	78.7%	78.9%	79.9%	80.2%	78.4%	79.7%	78.5%	78.2%	80.1%	

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和2年8月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 「(c) 重複分」は同じ月内に在宅サービスと施設サービスの両方を利用した者の人数

注3 ()は平成12年4月分を100とした場合の指数

注4 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスを利用した者の人数

(2) 要介護度別サービス利用者の状況

令和2年6月分

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	事業対象者
サービス利用者数	(a) 在宅サービス	11,131人	14,243人	11,408人	10,720人	6,776人	5,131人	3,442人	62,851人	—
	構成割合	17.7%	22.7%	18.2%	17.1%	10.8%	8.2%	5.5%	100.0%	—
	(うち総合事業)	8,627人	11,797人	0人	0人	0人	0人	0人	20,424人	691人
	(b) 施設サービス	0人	0人	417人	1,126人	2,812人	3,526人	2,502人	10,383人	—
	構成割合	0.0%	0.0%	4.0%	10.8%	27.1%	34.0%	24.1%	100.0%	—
(c) 重複分	0人	0人	33人	75人	96人	93人	55人	352人	—	
構成割合	0.0%	0.0%	9.4%	21.3%	27.3%	26.4%	15.6%	100.0%	—	
(d) 実数 (a)+(b)-(c)	11,131人	14,243人	11,792人	11,771人	9,492人	8,564人	5,889人	72,882人	691人	
構成割合	15.3%	19.5%	16.2%	16.2%	13.0%	11.8%	8.1%	100.0%	100.0%	
(e) 要介護認定者数	17,890人	18,345人	14,097人	12,926人	10,423人	9,898人	6,997人	90,576人	—	
(f) 事業対象者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,224人
サービス利用率 (d)÷((e)+(f))	62.2%	77.6%	83.6%	91.1%	91.1%	86.5%	84.2%	80.5%	56.5%	

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和2年8月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 「(c) 重複分」は同じ月内に在宅サービスと施設サービスの両方を利用した者の人数

注3 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスを利用した者の人数

(3) サービス毎の利用状況と推移

① (在宅サービス)

	12年4月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
訪問介護	6,593人 (100)	25,482人 (387)	25,653人 (389)	25,772人 (391)	24,942人 (378)	13,617人 (207)	13,567人 (206)	13,616人 (207)	13,945人 (212)
(総合事業含)	—	—	—	—	—	24,769人	24,840人	24,847人	25,120人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	1,439人 (100)	12,511人 (869)	12,499人 (869)	12,314人 (856)	11,870人 (825)	112人 (8)	—	—	—
訪問入浴 介護	780人 (100)	1,016人 (130)	977人 (125)	948人 (122)	866人 (111)	869人 (111)	840人 (108)	825人 (106)	884人 (113)
	2,430回 (100)	5,071回 (209)	4,920回 (202)	4,791回 (197)	4,514回 (186)	4,446回 (183)	4,252回 (175)	4,265回 (176)	4,437回 (183)
	3.1回/人	5.0回/人	5.0回/人	5.1回/人	5.2回/人	5.1回/人	5.1回/人	5.2回/人	5.0回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	0人 (100)	8人 —	11人 —	9人 —	11人 —	8人 —	10人 —	5人 —	7人 —
訪問看護	2,523人 (100)	7,183人 (285)	7,609人 (302)	8,360人 (331)	9,106人 (361)	9,833人 (390)	10,651人 (422)	11,704人 (464)	12,110人 (480)
	12,279回 (100)	62,394回 (508)	70,187回 (572)	81,964回 (668)	90,051回 (733)	99,500回 (810)	102,377回 (834)	114,822回 (935)	121,627回 (991)
	4.9回/人	8.7回/人	9.2回/人	9.8回/人	9.9回/人	10.1回/人	9.6回/人	9.8回/人	10.0回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	62人 (100)	1,335人 (2,153)	1,491人 (2,405)	1,700人 (2,742)	1,925人 (3,105)	2,386人 (3,848)	2,716人 (4,381)	3,207人 (5,173)	3,211人 (5,179)
訪問リハビリ セッション	128人 (100)	894人 (698)	1,026人 (802)	1,060人 (828)	1,095人 (855)	1,247人 (974)	1,572人 (1,228)	1,687人 (1,318)	1,765人 (1,379)
	386回 (100)	10,133回 (2,625)	12,465回 (3,229)	13,357回 (3,460)	13,759回 (3,565)	15,856回 (4,108)	19,298回 (4,999)	20,750回 (5,376)	22,831回 (5,915)
	3.0回/人	11.3回/人	12.1回/人	12.6回/人	12.6回/人	12.7回/人	12.3回/人	12.3回/人	12.9回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	2人 (100)	241人 (12,050)	259人 (12,950)	294人 (14,700)	278人 (13,900)	316人 (15,800)	427人 (21,350)	479人 (23,950)	507人 (25,350)
居宅療養 管理指導	2,051人 (100)	7,237人 (353)	8,015人 (391)	8,945人 (436)	9,748人 (475)	10,714人 (522)	12,036人 (587)	12,647人 (617)	13,386人 (653)
	3,034回 (100)	21,055回 (694)	23,948回 (789)	28,241回 (931)	30,833回 (1,016)	34,787回 (1,147)	19,289回 (636)	19,520回 (643)	20,970回 (691)
	1.5回/人	2.9回/人	3.0回/人	3.2回/人	3.2回/人	3.2回/人	1.6回/人	1.5回/人	1.6回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	74人 (100)	879人 (1,188)	970人 (1,311)	1,032人 (1,395)	1,180人 (1,595)	1,282人 (1,732)	1,525人 (2,061)	1,661人 (2,245)	1,793人 (2,423)
福祉用具 貸与	535人 (100)	22,260人 (4,161)	23,912人 (4,470)	25,588人 (4,783)	26,243人 (4,905)	27,980人 (5,230)	29,463人 (5,507)	30,805人 (5,758)	32,003人 (5,982)
	1,392品目 (100)	75,810品目 (5,446)	82,280品目 (5,911)	89,639品目 (6,440)	91,900品目 (6,602)	100,562品目 (7,224)	106,999品目 (7,687)	113,624品目 (8,163)	119,087品目 (8,555)
	2.6品目/人	3.4品目/人	3.4品目/人	3.5品目/人	3.5品目/人	3.6品目/人	3.6品目/人	3.7品目/人	3.7品目/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	10人 (100)	6,547人 (65,470)	7,378人 (73,780)	8,108人 (81,080)	8,687人 (86,870)	9,498人 (94,980)	10,444人 (104,440)	11,157人 (111,570)	11,395人 (113,950)

	12年4月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
通所介護	5,536人 (100)	20,817人 (376)	22,170人 (400)	23,401人 (423)	23,756人 (429)	14,915人 (269)	15,027人 (271)	14,765人 (267)	14,619人 (264)
(総合事業含)	—	—	—	—	—	24,592人	25,612人	24,608人	24,554人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	899人 (100)	8,270人 (920)	8,980人 (999)	9,401人 (1,046)	9,653人 (1,074)	168人 (19)	— —	— —	— —
通所リハビリ テーション	1,955人 (100)	5,495人 (281)	5,663人 (290)	5,747人 (294)	5,869人 (300)	6,157人 (315)	6,546人 (335)	6,388人 (327)	6,291人 (322)
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	124人 (100)	1,685人 (1,359)	1,827人 (1,473)	1,852人 (1,494)	1,883人 (1,519)	2,049人 (1,652)	2,359人 (1,902)	2,336人 (1,884)	2,319人 (1,870)
短期入所 生活介護	1,345人 (100)	3,721人 (277)	3,736人 (278)	3,652人 (272)	3,523人 (262)	3,618人 (269)	3,523人 (262)	3,311人 (246)	3,146人 (234)
	9,936日 (100)	42,693日 (430)	43,287日 (436)	43,056日 (433)	42,250日 (425)	43,872日 (442)	43,288日 (436)	42,640日 (429)	42,098日 (424)
	7.4日/人	11.5日/人	11.6日/人	11.8日/人	12.0日/人	12.1日/人	12.3日/人	12.9日/人	13.4日/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	22人 (100)	169人 (768)	149人 (677)	117人 (532)	128人 (582)	117人 (532)	114人 (518)	94人 (427)	85人 (386)
短期入所 療養介護	162人 (100)	658人 (406)	643人 (397)	692人 (427)	672人 (415)	691人 (427)	725人 (448)	658人 (406)	610人 (377)
	1,085日 (100)	5,480日 (505)	5,057日 (466)	6,059日 (558)	5,785日 (533)	5,860日 (540)	6,356日 (586)	6,128日 (565)	5,663日 (522)
	6.7日/人	8.3日/人	7.9日/人	8.8日/人	8.6日/人	8.5日/人	8.8日/人	9.3日/人	9.3日/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	2人 (100)	10人 (500)	20人 (1,000)	22人 (1,100)	20人 (1,000)	15人 (750)	17人 (850)	14人 (700)	11人 (550)
特定施設 入居者生活介護	217人 (100)	3,560人 (1,641)	3,791人 (1,747)	3,930人 (1,811)	4,105人 (1,892)	4,219人 (1,944)	4,499人 (2,073)	4,705人 (2,168)	4,786人 (2,206)
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	21人 (100)	825人 (3,929)	863人 (4,110)	859人 (4,090)	921人 (4,386)	932人 (4,438)	1,042人 (4,962)	1,081人 (5,148)	1,099人 (5,233)
居宅介護 支援	13,225人 (100)	45,920人 (347)	47,601人 (360)	49,095人 (371)	49,292人 (373)	40,565人 (307)	42,249人 (319)	43,649人 (330)	44,751人 (338)
うち要支援者に対する サービス	2,272人 (100)	— —							
介護予防 支援	— —	20,711人 (912)	21,665人 (954)	22,175人 (976)	22,337人 (983)	12,538人 (552)	13,574人 (597)	14,464人 (637)	14,772人 (650)

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和2年8月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は平成12年4月分を100とした場合の指数。

注3 「訪問介護」欄の「(総合事業含)」欄は、居宅サービスの「訪問看護」に総合事業の「介護予防訪問サービス」と「生活支援訪問サービス」を加えた人数。

注4 「通所介護」欄の「(総合事業含)」欄は、居宅サービスの「通所介護」に総合事業の「介護予防通所サービス」を加えた人数。

	12年4月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	64人	88人	98人	126人	149人	182人	189人	199人
夜間対応型訪問介護	-	11人	5人	7人	8人	3人	1人	1人	2人
認知症対応型通所介護	-	475人	490人	479人	474人	489人	538人	558人	560人
小規模多機能型居宅介護	-	720人	784人	830人	833人	833人	836人	848人	869人
認知症対応型共同生活介護	17人 (100)	1,737人 (10,218)	1,837人 (10,806)	1,888人 (11,106)	2,009人 (11,818)	2,152人 (12,659)	2,254人 (13,259)	2,362人 (13,894)	2,372人 (13,953)
小規模特別養護老人ホーム	-	473人	540人	564人	598人	595人	611人	632人	660人
看護小規模多機能型居宅介護	-	44人	44人	75人	106人	127人	154人	211人	219人

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和2年8月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は平成12年4月分を100とした場合の指数

②（施設サービス）

	12年4月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
特別養護老人ホーム	4,122人 (100)	5,193人 (126)	5,264人 (128)	5,352人 (130)	5,476人 (133)	5,679人 (138)	5,772人 (140)	6,200人 (150)	6,299人 (153)
うち 小規模特別養護老人ホーム(再掲)	-	473人	540人	564人	598人	595人	611人	632人	660人
介護老人保健施設	1,987人 (100)	4,708人 (224)	4,713人 (226)	4,748人 (227)	4,798人 (237)	4,859人 (237)	4,738人 (239)	4,761人 (241)	4,701人 (237)
介護療養型医療施設	842人 (100)	698人 (83)	658人 (78)	550人 (65)	453人 (54)	322人 (38)	282人 (33)	102人 (12)	78人 (9)
介護医療院	-	-	-	-	-	-	9人 (100)	207人 (2,300)	302人 (146)

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和2年8月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は平成12年4月分を100とした場合の指数

注3 12年4月分の老人保健施設の利用者数は、老人保健施設のショートステイの利用者数を含む

③（住宅改修及び福祉用具購入）

	12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年 4月～6月
住宅改修	2,185件 (100)	7,390件 (338)	7,381件 (338)	7,546件 (345)	7,469件 (342)	7,327件 (335)	7,353件 (337)	7,276件 (333)	1,803件 (83)
福祉用具購入	3,395件 (100)	7,206件 (212)	6,865件 (202)	6,904件 (203)	6,614件 (195)	6,566件 (193)	6,240件 (184)	6,362件 (187)	1,677件 (49)

注1 年度区分は支給決定月に基づく(利用年度ではない)

注2 () は平成12年度を100とした場合の指数

④（市町村特別給付）

	20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年 3月～5月
ミドルステイ	21件	13件	3件	5件	2件	6件	3件	4件	0件
緊急ショートステイ	0件	2件	5件	4件	1件	0件	2件	1件	0件
緊急一時保護	-	0人	0件	0件	2件	1件	3件	1件	0件

注1 17年度より3月～翌年2月分の利用実績

⑤（総合事業）

	29年4月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
介護予防 訪問サービス	635人 (100)	10,646人 (1,677)	9,450人 (1,488)	9,174人 (1,445)	9,165人 (1,443)
生活支援 訪問サービス	80人 (100)	506人 (633)	1,823人 (2,279)	2,057人 (2,571)	2,010人 (2,513)
住民主体 訪問サービス	0人 -	9人 -	41人 -	56人 -	56人 -
介護予防 通所サービス	542人 (100)	9,677人 (1,785)	10,585人 (1,953)	9,843人 (1,816)	9,935人 (1,833)
短期集中 通所サービス	- -	70人 -	- -	- -	- -
フレイル改善 通所サービス	- -	- -	91人 -	116人 -	102人 -

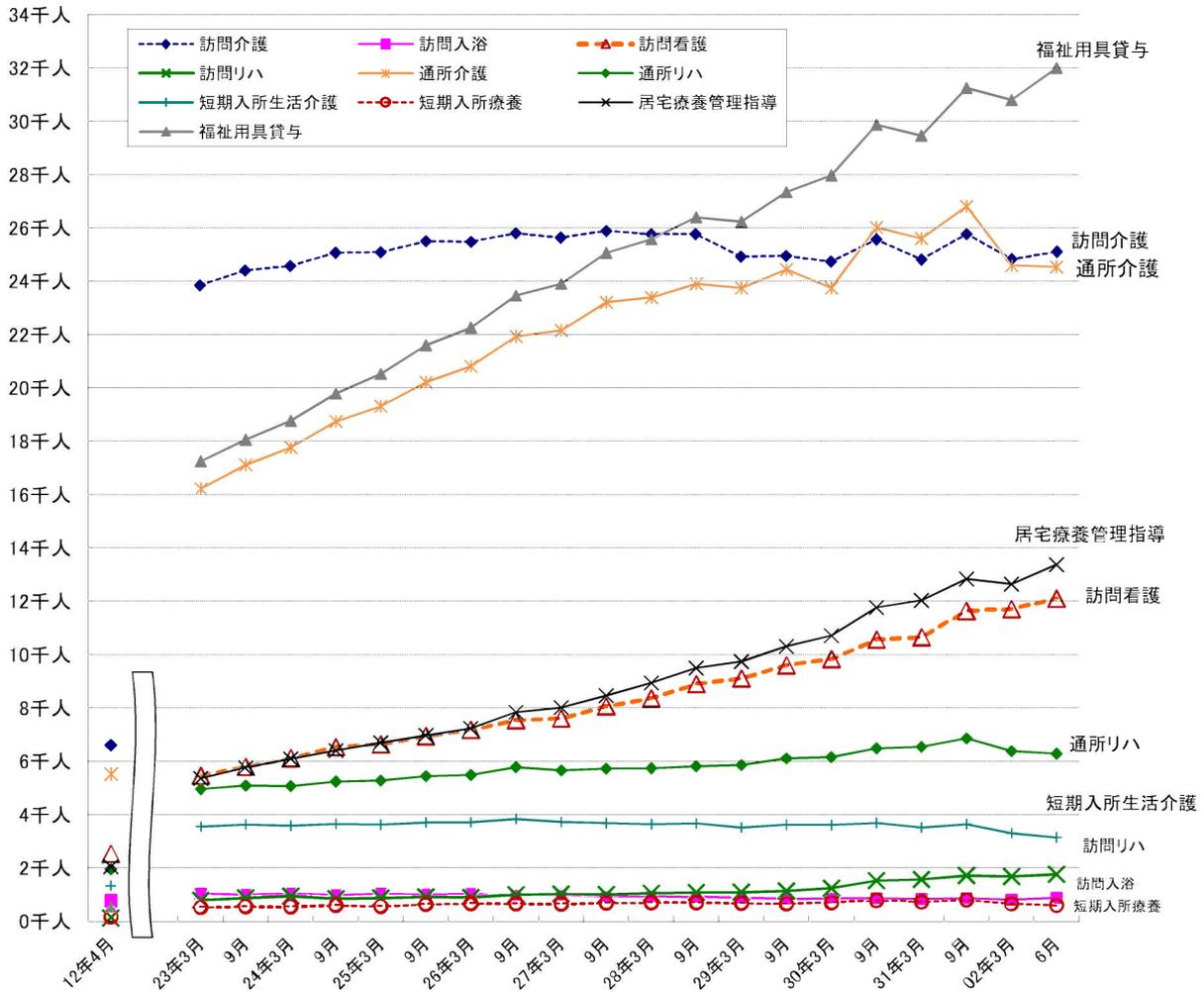
注1 「介護予防訪問サービス」「生活支援訪問サービス」「介護予防通所サービス」については、兵庫県国保連合会給付実績情報等を令和2年8月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は平成29年4月分を100とした場合の指数

注3 「短期集中通所サービス」は、平成29年7月より開始平成30年12月終了

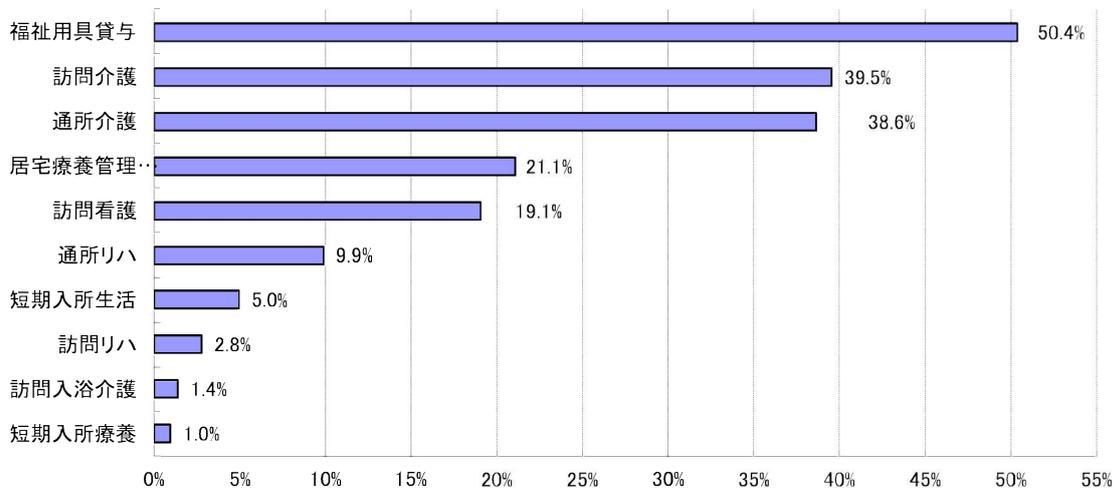
注4 「フレイル改善通所サービス」は、平成30年10月より開始

4. 在宅サービスの種類別利用状況
 (1) サービス種類別利用人数の推移



(2) サービス種類別利用者割合 (各サービス利用者数 / 在宅サービス利用者総数)

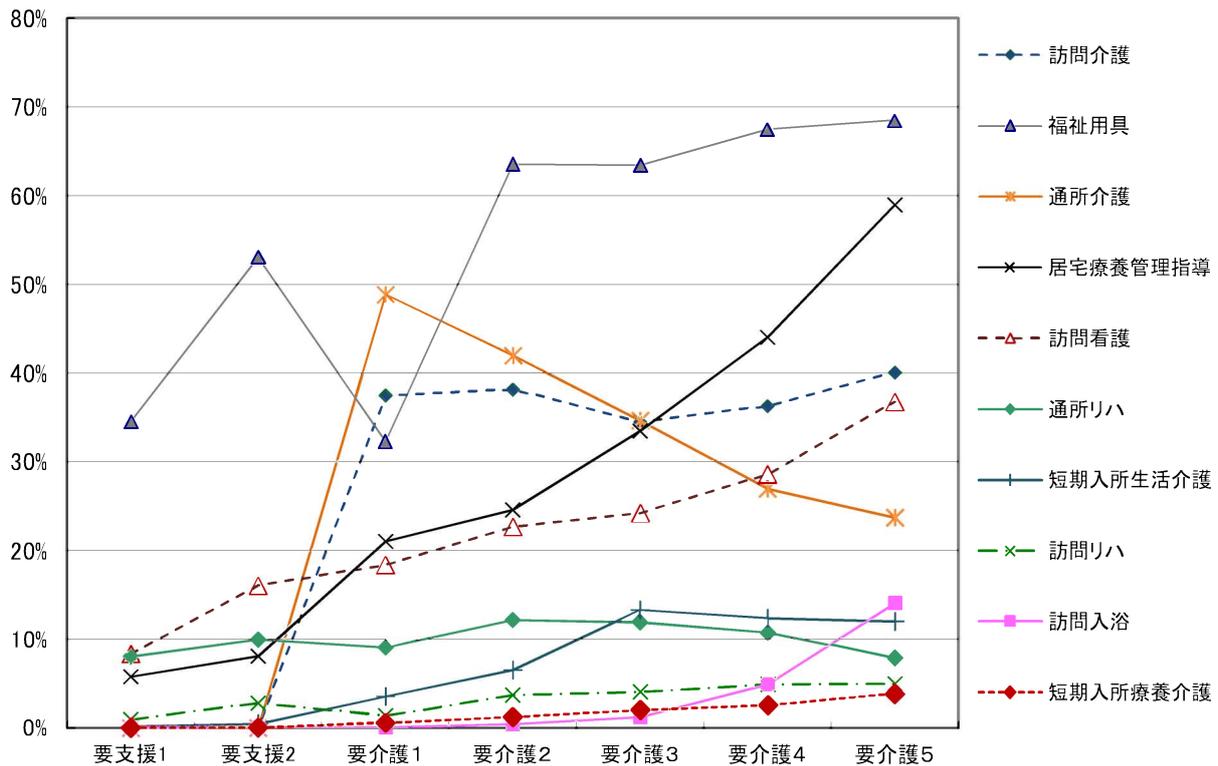
※令和2年6月利用分



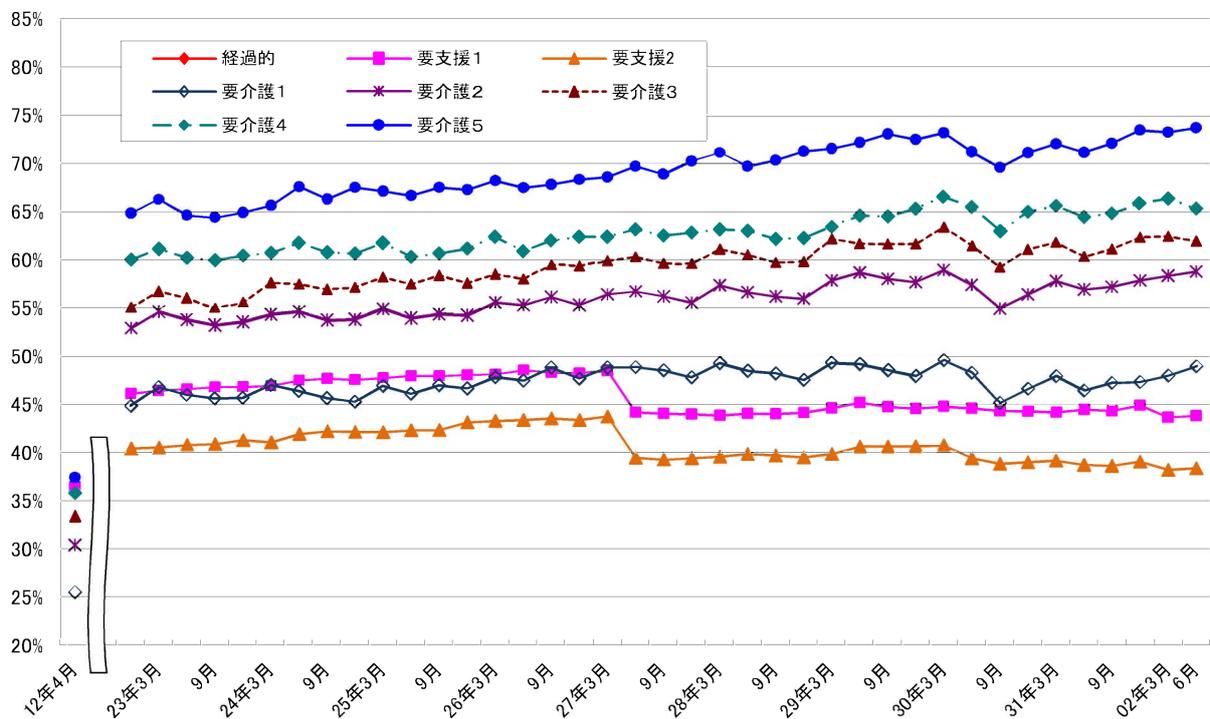
※通所介護、訪問介護は総合事業分も含む。

(3) 要介護度別サービス利用者割合
(各サービスの利用者数/在宅サービス利用者総数)

※令和2年6月利用分



(4) 要介護度別支給限度額に対する利用割合の推移



※令和2年6月利用分

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全体
利用率	43.8%	38.4%	49.0%	58.8%	61.9%	65.4%	73.7%	55.9%

5. 指定事業者等・定員数の推移等

①（在宅サービス）

		12年3月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
訪問介護	事業所数	48	588	594	596	598	598	588	584	575
介護予防訪問介護	事業所数	-	577	586	590	589	581	-	-	-
介護予防訪問サービス	事業所数	-	-	-	-	-	602	544	541	532
生活支援訪問サービス	事業所数	-	-	-	-	-	257	304	308	305
住民主体訪問サービス	実施団体数	-	-	-	-	-	4	6	6	5
訪問入浴介護	事業所数	4	16	17	17	16	16	14	14	14
訪問看護	事業所数	60	134	139	159	177	192	195	201	207
訪問リハビリテーション	事業所数	-	11	11	12	14	13	19	22	22
福祉用具貸与	事業所数	10	113	117	115	115	110	102	101	101
特定福祉用具販売	事業所数	-	108	113	111	109	106	96	97	97
通所介護	事業所数	58	426	461	467	469	472	456	455	461
	定員数(人)	1,250	9,467	10,137	10,438	10,709	11,051	10,690	10,702	10,811
うち 地域密着型 通所介護	事業所数	-	-	-	-	222	221	211	208	211
	定員数(人)	-	-	-	-	2,701	2,792	2,685	2,653	2,701
介護予防通所介護	事業所数	-	415	451	456	456	455	-	-	-
介護予防通所サービス	事業所数	-	-	-	-	-	454	425	421	430
通所リハビリテーション	事業所数	19	513	581	664	728	736	849	924	954
短期入所生活介護	事業所数	41	91	94	96	105	107	109	114	116
	定員数(人)	748	1,397	1,402	1,455	1,515	1,525	1,553	1,589	1,599
短期入所療養介護	事業所数	19	73	74	73	71	71	96	95	96
認知症対応型 共同生活介護	施設数	1	92	97	101	109	118	123	125	126
	定員数(人)	8	1,791	1,881	1,935	2,151	2,259	2,379	2,457	2,484
特定施設入居 者生活介護	施設数	6	91	93	96	97	101	103	107	108
	定員数(人)	1,081	7,316	7,381	7,769	7,351	8,238	8,578	8,836	8,916
居宅介護支援	事業所数	276	483	487	496	493	490	476	470	463
介護予防支援	事業所数	-	75	75	76	76	76	76	76	76

注1 社会福祉・医療事業団「WAM NET」指定事業者情報提供システム等に基づき作成（24年3月迄）（※休止中の事業所を除く）

注2 訪問看護は訪問看護ステーションのみ

注3 通所リハビリテーション、短期入所療養介護は病院、診療所を含む。但し、平成12年3月分については老人保健施設のみ

注4 短期入所生活介護の定員数は専用床のみ

注5 平成28年度より地域密着型通所介護の項目を追加

注6 平成29年度より総合事業の項目を追加

		12年3月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	-	9	9	11	11	11	13	14	17
	事業所数	-	2	1	1	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	-	2	2	3	5	5	9	11	11
	事業所数	-	38	42	45	47	49	46	45	44
小規模多機能型居宅介護	定員数(人)	-	940	1,040	1,093	1,231	1,297	1,226	1,201	1,183
	事業所数	-	20	22	23	24	24	27	26	27
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員数(人)	-	477	562	591	621	621	680	670	699
	事業所数	-	33	32	29	30	29	28	29	30
認知症対応型通所介護	定員数(人)	-	326	344	339	371	357	335	347	353

注1 社会福祉・医療事業団「WAM NET」指定事業者情報提供システム等に基づき作成（24年3月迄）（※休止中の事業所を除く）

注2 訪問看護は訪問看護ステーションのみ

注3 通所リハビリテーション、短期入所療養介護は病院、診療所を含む。但し、平成12年3月分については老人保健施設のみ

注4 短期入所生活介護の定員数は専用床のみ

注5 平成28年度より地域密着型通所介護の項目を追加

②（施設サービス）

		12年3月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
介護老人福祉施設	施設数	47	88	95	97	104	106	108	113	118
	定員数(人)	3,310	5,234	5,434	5,533	5,892	6,022	6,161	6,594	6,944
うち 地域密着型 介護老人 福祉施設	施設数	-	20	22	23	24	24	26	26	27
	定員数(人)	-	477	562	591	621	621	660	679	699
介護老人保健施設	施設数	19	59	61	62	63	63	63	63	63
	定員数(人)	1,757	5,226	5,231	5,331	5,431	5,431	5,431	5,461	5,461
療養強化型老健施設	施設数	-	1	1	1	1	1	1	1	0
	定員数(人)	-	90	90	90	90	90	90	90	0
介護療養型医療施設	施設数	-	14	12	10	9	8	7	4	3
	定員数(人)	-	762	676	604	491	354	305	97	81
介護医療院	施設数	-	-	-	-	-	-	1	2	4
	定員数(人)	-	-	-	-	-	-	18	197	306
施設合計	施設数	66	161	169	170	177	178	179	183	188
	定員数(人)	5,067	11,222	11,431	11,558	11,904	11,897	11,987	12,439	12,792

注1 介護老人福祉施設に地域密着型介護老人福祉施設（再掲）を含む（18年度から）

注2 旧一部ユニット型施設については、平成23年9月1日以降に指定、許可の更新があった施設について、ユニット型施設および従来型施設をそれぞれ別施設として計上。（平成27年3月より）

注3 介護療養型老健施設→療養強化型老健施設に名称変更（平成28年3月より）

③（あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の相談対応状況）

業務	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年 4月～6月
介護予防ケアマネジメント	381,382	389,057	380,943	377,573	367,170	370,354	427,124	95,617
総合相談支援	84,473	84,946	86,258	89,370	89,551	101,682	122,264	26,133
権利擁護支援	11,616	10,966	11,426	12,588	11,516	12,716	11,739	3,372
包括的・継続的ケアマネジメント支援	16,041	15,508	14,193	12,800	19,989	26,210	28,852	7,437
その他(要介護(要支援)認定の申請代行等)	45,776	47,605	48,978	48,123	45,011	40,071	41,600	9,905
計	539,288	548,082	541,798	540,454	533,237	551,033	631,579	142,464

※ 具体的な業務

介護予防ケアマネジメント：要支援1・2及び特定高齢者の方を対象とする介護予防サービスと介護や支援が必要になるおそれのある方を対象とするサービスの適切な実施のために、ケアプランの作成を行う。

令和元年度より介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数を計上するよう変更した。

総合相談支援：高齢者やその家族、地域住民から様々な相談を受け、また、高齢者を個別訪問などして、必要な支援を把握し、適切なサービス利用の調整を行う。

権利擁護支援：高齢者虐待の対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用を支援するなどにより、高齢者の権利を擁護する。

包括的・継続的ケアマネジメント支援：高齢者の心身の状態やその変化に合わせて、必要なサービスが提供されるようにケアマネジャーへの助言・指導や、医療機関など関係機関との調整を行う。

参考（サービス付高齢者向け住宅）

		29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	02年6月
サービス付 高齢者向け住宅	件数	78	93	92	99	100
	戸数	2,928	3,444	3,458	3,726	3,806
うち 特定施設 入居者生活 介護施設	件数	1	1	3	4	5
	戸数	70	70	186	241	321

注1 サービス付高齢者向け住宅の件数・戸数については平成29年3月分より掲載。

6. 介護給付費の支払状況

【単位：百万円】

サービス提供月	12年4月分	12年度合計	28年3月分	28年度合計 (対前年比増)	29年3月分	29年度合計 (対前年比増)	30年3月分	30年度合計 (対前年比増)	31年3月分	元年度合計 (対前年比増)	02年3月分	02年度3月～6月
在宅サービス	790	12,467	6,245	75,514 (3.6%)	6,488	78,235 (3.6%)	6,880	82,157 (5.0%)	6,952	85,413 (4.0%)	7,196	28,172
うち総合事業	—	—	—	—	—	3,091	551	6,543	537	6,525	517	1,955
施設サービス	1,871	24,360	3,087	36,150 (-0.4%)	3,081	36,813 (1.8%)	3,137	37,043 (0.6%)	3,162	38,585 (4.2%)	3,390	13,376
合計	2,661	36,827	9,332	111,664 (2.3%)	9,569	115,048 (3.0%)	10,017	119,200 (3.6%)	10,114	123,998 (4.0%)	10,586	41,548

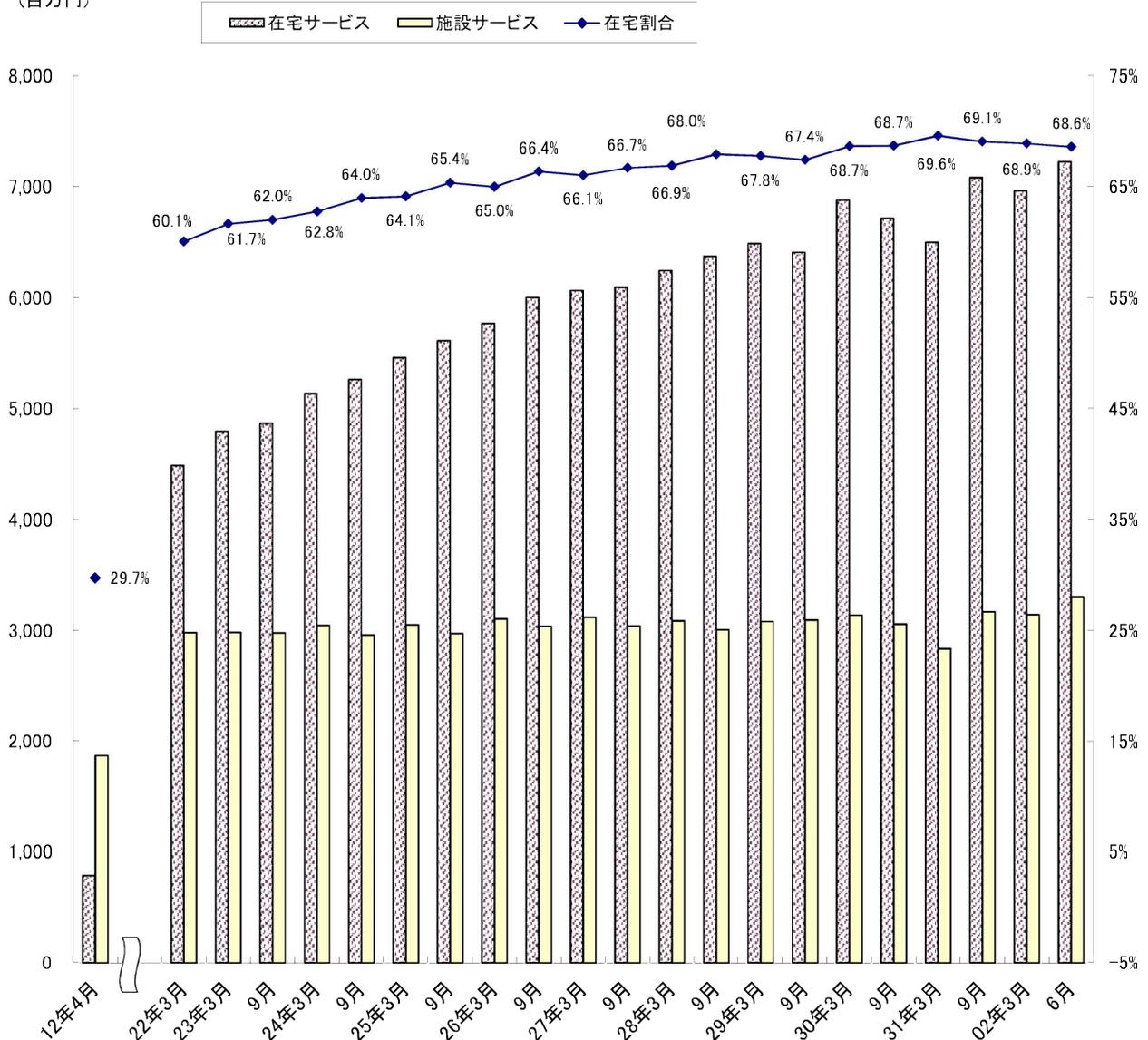
注1 兵庫県国保連合会に対する支払い実績を集計したもの

注2 福祉用具購入費、住宅改修費等償還払い、高額介護サービス費（公費負担分等）を除く

注3 各年度合計については、12年度は4月～2月分(11か月分)の合計であり、13年度からは3月～2月分(12か月分)の合計

注4 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスのみ。

(百万円)



7. 保険料の収納状況等

(1) 介護保険料収納状況

【単位：千円】

		12年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年 4月～6月
特別徴収	調定額	1,887,226	20,596,679	22,923,143	23,579,265	24,019,387	26,848,261	26,340,166	8,841,389
	収納額 (年金引去)	1,887,226	20,596,679	22,923,143	23,579,265	24,019,387	26,848,261	26,340,166	8,841,389
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定額	512,455	2,856,513	2,892,453	2,853,169	2,819,152	2,925,815	2,739,853	283,860
	収納額	470,921	2,495,921	2,518,551	2,496,598	2,476,794	2,606,439	2,452,190	253,980
	収納率	91.90%	87.38%	87.07%	87.50%	87.86%	89.08%	89.50%	89.47%
合計	調定額	2,399,681	23,453,192	25,815,596	26,432,434	26,838,539	29,774,076	29,080,019	9,125,249
	収納額	2,358,147	23,092,600	25,441,694	26,075,863	26,496,181	29,454,700	28,792,356	9,095,369
	収納率	98.27%	98.46%	98.55%	98.65%	98.72%	98.93%	99.01%	99.67%

※ 還付未済額を除く。

(2) 保険料減免の状況

減免の対象となる方	12年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年 6月末現在
①保険料段階が第1段階・第2段階・第3段階のうち、収入が少なく生活が著しく困窮している方	(2,590件)	2,015件	1,908件	1,813件	1,654件	1,596件	1,466件	1,268件
②失業等により、ご本人やご家族の所得が前年に比べて半分以下に減少する方のうち一定の方	324件	268件	265件	220件	225件	225件	198件	331件
③災害により、住宅、家財に5割以上の被害を受けた方のうち一定の方	0件	16件	21件	12件	13件	41件	20件	11件
④刑事施設等への収監（2か月を超える場合）により、サービスを受けることができなくなる方	4件	22件	29件	22件	29件	21件	28件	5件
⑤保険料段階が第3段階の方のうち「市在日外国人等福祉給付金を受給している方（職権適用分）」	(539件)	2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件

※ 実績は減免決定件数

①平成18年度からは、保険料段階が第3段階も対象。ただし、平成18年度からの保険料段階 新2段階の設定により対象者は減少

⑤平成18年度から、保険料段階の3段階が対象のため対象者は減少

(3) 利用料軽減措置の状況

減免の対象となる方	12年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年 6月末現在
①利用料の世帯合計額が一定の上限を超える場合、超過額を高額介護サービス費として支給	延28,959件	延215,159件	延235,527件	延258,966件	延264,577件	延263,420件	延275,666件	延70,035件
②従来から訪問介護を無料で利用していた人等の利用料を軽減又は免除	5,523件	0件						
③特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の利用料の軽減	3,701件	111件	85件	62件	51件	37件	29件	29件
④特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の食事標準負担額の軽減	3,701件	—	—	—	—	—	—	—
⑤介護保険施設入所者の食事標準負担額の軽減	2,775件	—	—	—	—	—	—	—
⑥介護保険施設入所者とショートステイの食費・居住費(滞在費)の負担軽減	—	16,821件	13,188件	13,138件	13,177件	13,203件	13,389件	14,257件
⑦社会福祉法人等による生計困難者に対する軽減	660件	715件	658件	703件	612件	625件	683件	664件
⑧災害、事業休止等による利用料減免	—	1人	2人	2人	2人	2人	2人	3人

※ ①について、12～20年度までは償還払い分のみ。21年度より現物給付分（生活保護の被保護者）の件数を含む。

※ ②について、17年6月で障害者施策分以外の軽減措置が終了。20年6月で障害者施策分の軽減措置も終了。

障害者施策分の免除措置については引き続き継続。

※ ②～⑦について、件数は認定証発行件数。（18年度からは当年7月1日から翌年6月末の件数）

※ ⑦について、17年9月までは対象者の要件が生活困窮者に対する保険料減免と同じであったため、当該保険料減免申請者に対しては、実際のサービス利用の有無にかかわらず自動的に⑦の認定証を発行。17年10月から対象者の要件が変更。

※ ⑧について、人数は登録者数（当年7月1日から翌年6月末の件数）

8. 事業者指導・監査の状況

	20年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年 4月～6月
集団指導	3件	3件	2件	3件	2件	2件	0件	0件
実地指導	計	50件	222件	266件	256件	231件	237件	278件
	居宅介護支援	3件	27件	20件	31件	19件	16件	29件
	訪問介護	5件	43件	64件	61件	24件	25件	28件
	デイサービス等	0件	16件	15件	34件	28件	23件	44件
	グループホーム等	35件	71件	51件	60件	72件	55件	58件
	特養・老健等	4件	53件	115件	66件	84件	117件	102件
	その他	3件	12件	1件	4件	4件	1件	17件
	計	14件	168件	160件	126件	91件	79件	60件
監査	居宅介護支援	1件	25件	18件	12件	11件	9件	5件
	訪問介護	2件	39件	33件	31件	17件	19件	16件
	デイサービス等	1件	28件	14件	15件	12件	10件	10件
	グループホーム等	9件	13件	24件	15件	19件	12件	10件
	特養・老健等	0件	51件	67件	46件	31件	23件	15件
	その他	1件	12件	4件	7件	1件	6件	4件
	計	—	788件	893件	838件	913件	437件	1,025件
自主監査 (29年度までは書面 監査)	居宅介護支援	—	167件	224件	147件	162件	0件	471件
	訪問介護	—	230件	204件	201件	147件	0件	540件
	デイサービス等	—	182件	186件	212件	228件	0件	0件
	グループホーム等	—	33件	16件	49件	33件	0件	0件
	特養・老健等	—	37件	78件	32件	83件	0件	0件
	その他	—	139件	185件	197件	260件	0件	14件

注：予防サービスを除く。

平成24年4月に、兵庫県から神戸市に指導監督権限が委譲された。

※ 集団指導：多数の事業者に講習等の方法により、制度説明等を行う。

※ 実地指導：事業者等の所在地において実地に行う。

※ 監査：各種情報により指定基準違反が疑われる場合に行う実地検査。

※ 自主監査：事業者が事業運営について自己点検を行いその結果を報告させる。

※ 書面監査：提出された自己点検シートをもとに、事業運営等について確認する。（平成29年度まで）

※ 令和元年度の集団指導は感染症予防のため中止。資料を市ホームページに掲載。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため定期実地指導については方法検討中。

サービス毎の利用状況と推移(単位:人)

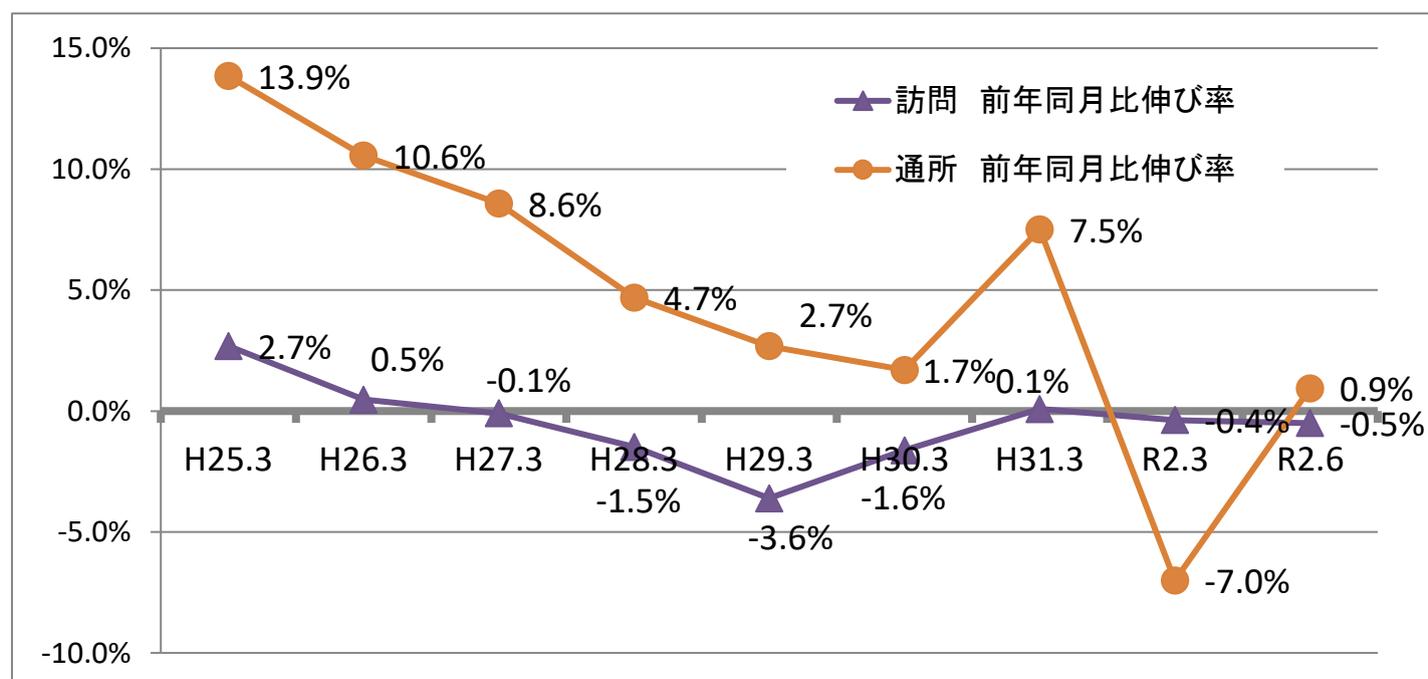
	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R2.6
介護予防訪問サービス 注1	12,452	12,511	12,499	12,314	11,870	10,758	9,450	9,174	9,165
生活支援訪問サービス						506	1,823	2,057	2,010
計	12,452	12,511	12,499	12,314	11,870	11,264	11,273	11,231	11,175
訪問 前年同月比伸び率	2.7%	0.5%	-0.1%	-1.5%	-3.6%	-1.6%	0.1%	-0.4%	-0.5%
介護予防通所サービス 注2	7,480	8,270	8,980	9,401	9,653	9,845	10,585	9,843	9,935
通所 前年同月比伸び率	13.9%	10.6%	8.6%	4.7%	2.7%	1.7%	7.5%	-7.0%	0.9%

※兵庫県国保連合会給付実績情報等に基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注1 H29.3以前は介護予防訪問介護の利用者数のみ。H30.3は介護予防訪問介護の利用者数を含む。

注2 H29.3以前は介護予防通所介護の利用者数のみ。H30.3は介護予防通所介護の利用者数を含む。

利用者数伸び率(前年同月比)の推移



事業所数の推移

	H29年 12月	H30年 3月	H30年 6月	H30年 9月	H30年 12月	H31年 3月	R2年 3月	R2年 6月
介護予防訪問サービス	568	602	539	546	542	544	541	532
生活支援訪問サービス	248	257	267	275	281	304	308	305
住民主体訪問サービス	4	4	6	6	6	6	6	5
介護予防通所サービス	450	454	427	429	418	425	421	430

※神戸市介護保険制度の実施状況より

神戸市が行う総合事業のサービス

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方が利用

予防給付
(全国一律の基準)

(ホームヘルプ)
訪問介護

(デイサービス)
通所介護

地域支援事業

介護予防事業

訪問型サービス	名称	実施方法	内容	利用者負担	利用者数	事業所(団体)数
	介護予防訪問サービス <small>(従前の訪問介護相当)</small>	指定	従来の訪問介護と同じサービス。ヘルパーにより、身体介護と掃除・買物などの生活援助を提供	利用頻度によって	令和2年7月 約9,100名	令和2年10月 538
	生活支援訪問サービス <small>(訪問型サービスA)</small>	指定	従事者の資格要件を緩和し、市の定める研修を修了した方等により、掃除・買物などの生活援助を提供	介護予防訪問サービスの8割	令和2年7月 約2,000名 (全体の約18%)	令和2年10月 311
	住民主体訪問サービス <small>(訪問型サービスB)</small>	補助	NPO法人等の有償ボランティアによる、掃除・買物などの生活援助	サービス提供者が設定	令和2年8月 57人	令和2年10月 5団体
通所型サービス	名称	実施方法	内容	利用者負担	利用者数	事業所(箇所)数
	介護予防通所サービス <small>(従前の通所介護相当)</small>	指定	従来の通所介護と同じサービス	利用頻度によって	令和元年12月 約11,050名	令和2年10月 432
	フレイル改善通所サービス <small>(通所型サービスC)</small>	委託	フレイル改善のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加をバランスよく取り入れたプログラムを提供	1回200円 (月800円)	令和2年9月 約102名	令和2年9月 12箇所
一般介護予防事業	名称	内容			実績	
	地域拠点型一般介護予防事業	地域福祉センター等で週1回5時間程度、体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座等、様々なメニューを提供			令和2年10月現在77地域(105ヶ所)で実施	
	つどいの場支援事業	月一回以上、通年開催などの要件を満たす通いの場を運営する団体に対して、場所代などの運営費の一部を補助			令和2年9月までに122箇所決定(取消含む)	
	フレイル予防支援事業	集団で行う簡易なフレイルチェックや、フレイル予防のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加についてのアドバイスを行う1回90分以上			令和2年度9月開催分まで参加者数 年度累計275人	
K O B E シニア 元気ポイント事業	高齢者施設において高齢者施設等で掃除、洗濯物の整理などの活動を行った高齢者に、ポイントを交付し、換金を行う			令和2年度10月現在登録者数 83人 参加施設数 27施設		

介護予防通所サービスの提供における 目標設定・実績評価について（令和元年度実施分報告）

1. 目的

介護予防通所サービスの提供において、サービスの目的である「利用者の心身機能の維持回復や生活機能の維持向上」に意識して取り組んでいただき、事業所全体で取組内容を見直し、自立支援に資するサービス提供を行う。

2. 評価の基準

評価用チェックリスト（15項目）

理由：「生活機能」、「運動機能」、「栄養改善」、「認知機能」、「うつ」などの心身状態の変化を総合的に評価できるため

※令和元年度から、負担軽減のためチェックリストの項目を見直し、25項目から要介護リスクに影響を与える15項目へと項目を絞って簡素化した。また、利用者本人に聞き取って記入する項目と、本人が直接記入する項目、スタッフが主観で記入する項目に分け、本人に聞き取りする以外は対面実施でなくても可能とした。

3. 概要

（1）年度当初

- ・利用者（要支援者及び事業対象者）に対して、評価用チェックリストを実施し、利用者の状態を評価する。（年度途中の新規利用者は、受け入れの都度、実施する。）
- ・1年間の利用者全体の状態の維持改善に関する目標を設定する。

（2）年度末

- ・利用者の評価用チェックリストを実施し、年度当初と比較し、利用者ごとに改善、維持、悪化の判定を行う。
- ・年度当初に設定した目標の達成状況について要因分析を行うとともに、翌年度の目標を設定し、目標達成に向けた取組を支援に記載する。

4 レポート提出数

422事業所（市外9事業所含む）

5. 提出されたレポートの概要

評価時期が、新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛要請期間であったため、外出頻度やうつ、認知機能の項目で悪化したとの報告が多かったものの、悪化した原因を新型コロナウイルス感染症の影響に留めず、1年間の取り組みとして総合的に評価がされていた。

（1）主な維持、改善の要因について

- ・飛沫感染防止のため、歌の代わりに創作レクを増やしたところ、想像以上に利用者のできる人が多いことに気づいた
- ・家で自分でもできるよう、生活に密着した昼食作りやおやつ作り、洗濯物整理、配膳などのお手伝いを実施した

- ・生活動作の中で必要なこと、生活の幅を広げること重点を置いた
- ・職員が過介助になり、利用者が自分でできることを奪うことで意欲を低下させないよう意識した
- ・各自の興味を引き出し、個人の能力や趣味を生かしたレクを積極的に取り入れ定着させた。
- ・チームの一体感を感じて楽しむことができ、競い合いや励ましあいの機会となるように意識した
- ・スタッフミーティングでスタッフ同士の意思疎通・気づきを共有した
- ・スタッフの業務改善により、それぞれの負担が減ることでサービス内容も改善されたこと

(2) 主な悪化の要因について

- ・2月頃から新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛で活動性が低下したことが、加齢による機能低下に拍車をかけた
- ・意欲を引き出すための環境づくりが不十分だった
- ・利用者の身体機能や生活機能、認知機能、生活環境面についての情報収集・評価が不十分だった
- ・トレーニング内容が、利用者の転倒不安や活動量が低下している状況に反映されていなかった
- ・余暇・気持ちの向上に関するアプローチが不足していた
- ・認知症に対する機能訓練が手薄だった
- ・家族の外出に対する考えや感染予防のため、利用者に積極的な外出を勧められなかった

(3) 令和2年度の目標達成に向けて力を入れて取り組むこと（まとめ）

- ・機能訓練指導員による個別指導の強化
- ・定期的な身体測定、体力・筋力測定による評価と目標設定、具体的な指導・効果の説明
- ・集団体操プログラムの映像や音楽の活用、体操のバリエーションや運動の選択肢を増やす
- ・下肢・体幹・股関節周囲の筋力訓練 歩行訓練・歩行のビデオ撮影
具体例：目標達成表／歩行距離を日本地図に反映／園外散歩スタンプラリー
- ・家でできる体操や趣味活動 例：カラー写真運動資料、料理レシピ、工作材料の持ち帰り
- ・レクの選択肢を増やす、自分の趣味特技を人に教える機会をつくる
- ・満足度調査やプログラム内容や食事メニューの提案箱を設置する
- ・積極的な振替利用の勧め、休んだ時は本人や家族へ電話連絡、皆勤賞表彰
- ・関係性を考慮した座席配置、地域の行事や交流の場の紹介、地域の人との来所機会を増やす

考察

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス提供内容の変更を余儀なくされたと思われるが、自宅でもできる運動の提案や生活行動の自立につながるようなプログラムの提供、精神面へのフォロー等、1人1人の利用者に対して、個別支援の強化などの傾向も見られた。レクリエーションについても創意工夫され、利用者ができることを再確認する機会にもつながっており、自立支援に向けてサービス提供を行っていただいたと思われる。

K O B E シニア元気ポイント（ボランティアポイント）制度の概要

1. 趣旨

高齢者の地域活動への参加を促進するため、高齢者施設において配膳の手伝いや話し相手などの活動を行った高齢者に、敬老パスなどのICカードを介してポイントを交付し、交通費などへの換金を行うポイント制度を10月1日から開始している。

2. 対象者

神戸市在住の65歳以上の高齢者

3. ポイントの付与数

施設職員の指示を受けて行う軽微かつ補助的な活動を行った時間の区分に応じ、行うものとする。ただし、活動登録者が1日に受けることができるポイントは、最大200ポイントまでとする。

- ・ 2時間未満 100ポイント
- ・ 2時間以上 200ポイント ※1ポイント=1円とする。
- ・ 年間上限 8,000ポイント（円）（ポイントの有効期限は翌年度末まで）
例）A施設で午前1時間活動（100ポイント）
B施設で午後1時間活動（100ポイント） → 1日合計200ポイント

4. 活動施設等

令和2年度は高齢者施設を対象とする

- ・ 介護老人福祉施設(地域密着型含む)
- ・ 短期入所生活介護事業所
- ・ 通所介護事業所(地域密着型等含む)
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所
- ・ 通所リハビリテーション事業所
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 など

神戸市内 高齢者施設(在宅サービス) : 1,883、高齢者施設(施設サービス) : 183 計 : 2,066
--

5. 活動内容

施設職員の指示を受けて行う軽微かつ補助的な活動

- ・ 話し相手、配膳・下膳の補助、利用者が利用する場所の簡易な清掃・消毒 など

6. ポイント付与と換金の流れ

- ・ 年度末に現金に交換（郵送） 8,000ポイント → 8,000円振込
- ・ 敬老パスに入金（チャージ）した場合 8,000ポイント → 8,800円振込
※ポイント換金率を1割アップ

7. 10/21現在の登録状況

- ・ 施設の受け入れ状況 登録施設 41カ所
- ・ 活動登録の状況 登録ボランティア 111人 説明会申込者数 14人

※施設の募集は7/28開始、活動者説明会は9/1より開始

つどいの場支援事業（立ち上げ支援＋継続支援）

A. つどいの場「運営補助」

<要件> 月1回以上通年開催、スタッフ3人以上、屋外可 など

イ. 基本補助額（限度額：年額 70,000 円）

開催予定回数×2,000 円

新設

ロ. 身体活動加算（限度額：年額 17,500 円）

1回あたりのつどいの場の開催時間（90分以上）のうち、15分以上、室内で運動を実施する場合に運動の開催予定回数×500円をイ. 基本補助額に加算 ※一部条件あり

B. つどいの場「立ち上げ応援補助」

年額 10,000 円

<要件> 年3回以上開催、スタッフ3人以上、屋外可 など

※これからつどいの場を立ち上げる団体が対象（初年度のみ）

※生活支援コーディネーターからヒアリングを受け、申請が妥当と認められたつどいの場のみ申請可能

1. 令和2年度 交付決定状況

A. 運営補助 交付決定団体数 122（10月1日時点、取下げ2団体含む）

（内訳） ・週1回程度以上：47、月3回程度：14、月2回程度：28、月1回程度：33
 ・体操：91、音楽：48、茶話会：71、趣味活動：55（重複あり）
 ・東灘区：4、灘区：11、中央区：7、兵庫区：15、北区：15、長田区：8、須磨区：10、垂水区：26、西区：26

B. 立ち上げ応援補助 受付中（最終締め切り11月10日）

2. 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令から6月末まで自粛依頼。

7月以降、徐々に活動を再開してもらっているが、感染への不安や会場・地域の事情などにより自粛が続いている団体もあり、取下げ団体が今後増える可能性が高い。

現在も飛沫感染のリスクの高い飲食・歌唱などの活動の際は定員（通常参加人数）の半分の人数での開催を依頼している。

3. 生活支援コーディネーターによる後方支援

担い手の支援として、各区において研修会・交流会なども順次開催している。

（テーマ例） ・コロナ禍におけるつどいの場運営の留意事項について
 ・感染症対策について

ケアマネジメント支援体制の強化

1. 概要

利用者・家族、ケアプラン作成者やサービス事業者等が一体となり、自立支援・重度化防止に取り組むため、令和 2 年度より新たに介護保険課内に「ケアマネジメント担当ライン」を創設し、保健師やリハビリ専門職、ケアマネジャー等を配置し、これまで以上に自立支援に向けたケアマネジメントが強化できるよう、ケアプラン作成者を支援していきます。

2. リハビリ専門職によるケアプランの作成者との同行支援（新規）

介護サービスを初めて利用する要支援者に対し、ケアプラン作成者が初回アセスメント等を行う際に、リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士）が利用者宅へ同行訪問します。利用者・家族に対し、心身の状態に応じたサービスの選択や日常生活動作の工夫点などの専門的な助言を行い、ケアプラン作成者へのケアマネジメント支援を行います。

【実績】令和 2 年 10 月 16 日 現在：28 件

3. ケアプランチェック体制について

従来、介護のケアプラン点検は介護保険課認定係、予防のケアプラン点検は地域包括支援係で実施していましたが、令和 2 年度からは「ケアマネジメント担当ライン」が担当しています。（係長級 1、担当 1、会計年度任用職員 3）

指定居宅介護支援事業所のケアプラン点検については、国民健康保険団体連合会の適正化システム活用し、点検の必要度が高い事業所を抽出、1 段階目（第 1 次点検）として縦覧点検を行い、2 段階目（第 2 次点検）はケアプランチェックと国が指導強化を進めるサービス付高齢者住宅のケアプランの点検を行っている。

指定介護予防支援事業所については、あんしんすこやかセンターを巡回指導している「巡回派遣員」等がケアプラン作成者と面接を実施し、ケアマネジメントを見直す機会となるようアドバイスを行っています。

【実績】令和元年度 ケアプランチェックプラン数（要介護含む）：7,597 プラン

（内訳） ・巡回派遣員による点検（要支援プラン）：4,330 プラン

・委託事業者による点検：2,894 プラン

・サービス付き高齢者住宅等、重点点検：274 プラン

・当課職員による点検：99 プラン

4. 多職種によるケアマネジメント検討会の実施

平成 31 年度より、訪問介護（生活援助中心型）の基準回数を超える届出ケアプランのうち、多職種で検討することが望ましい事例や、自立支援に向けた検討を行うことで効果が見込まれる事例について、リハビリ専門職を含めた多職種で検討しています。引き続き月 1 回程度、各区を巡回し、ケアチームで参加できる体制を整え、検討会を開催します。

【実績】令和元年度：開催回数 3 回、検討件数 10 件

第 8 期介護保険事業計画以降 の円滑な運営に向けて

介護保険にかかる費用

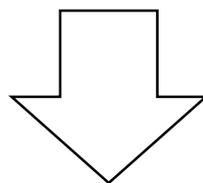
介護保険給付費の内訳		
		平成30年度
保険給付	在宅サービス等	834億円
	施設サービス等	371億円
地域支援事業		104億円
合 計		1,309億円

「第7期介護保険のあらまし」より

- 保険給付とは、加入者が介護保険サービスを利用したときの費用の9割（一定以上所得者は8・7割）の支払い等の費用
- 地域支援事業とは、要支援1・2や事業対象者の方が利用する訪問型・通所型サービスに要する費用（**介護予防・日常生活支援総合事業**）や、「あんしんすこやかセンター」における高齢者の相談・支援事業（包括的支援事業）、在宅で暮らす高齢者の自立生活を支援する介護保険外サービス（任意事業）などの費用

総合事業の上限管理

総合事業は、国において事業の効率的な実施の観点から費用に関する上限額が設定されている。



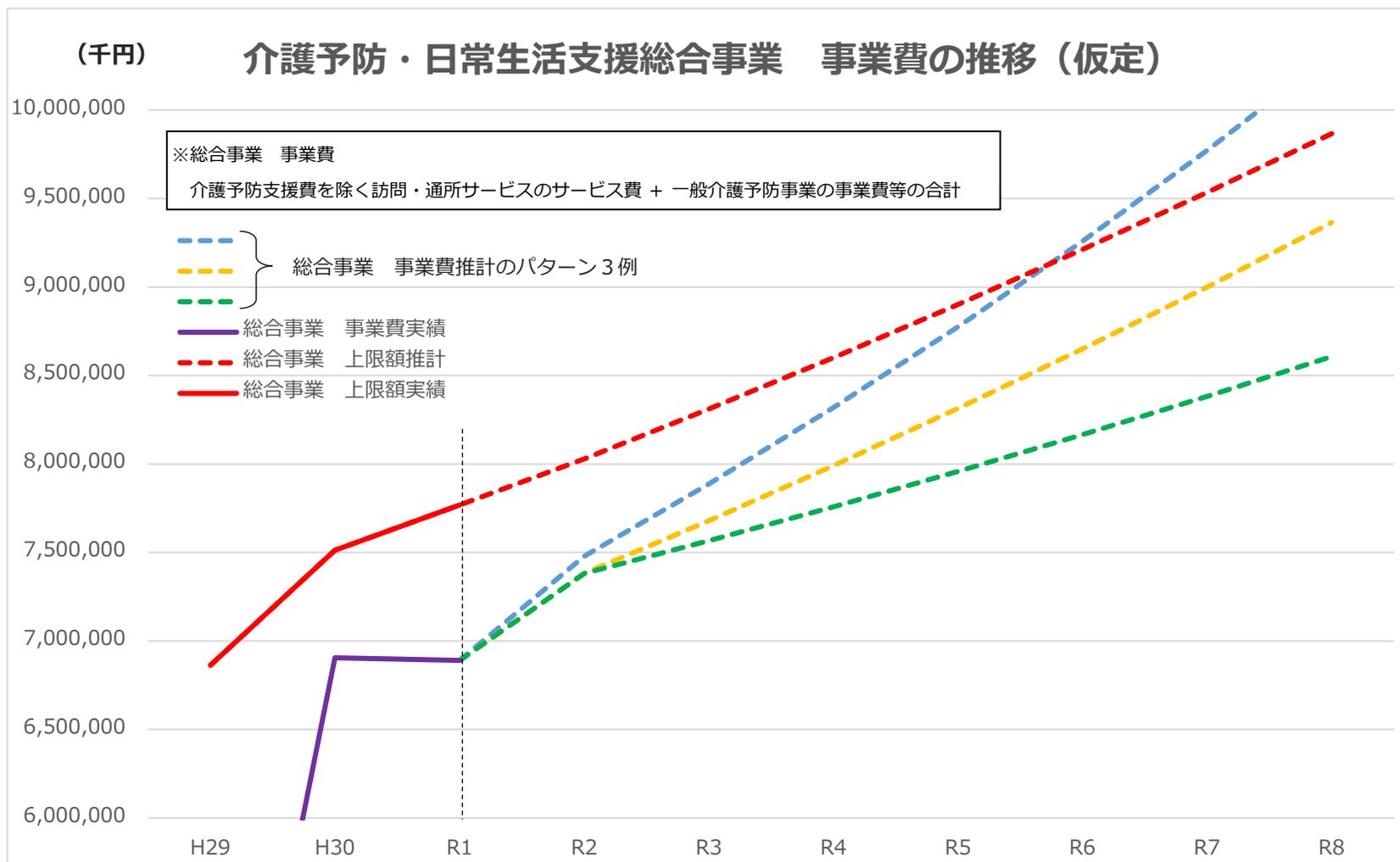
(原則の上限)

総合事業の上限

= 【総合事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）+介護予防事業）の総額】

× 【75歳以上高齢者の伸び】

－ 当該年度の介護予防支援の額



- 令和元年度までは実績額。
- 上限額やサービス費、一般介護予防事業の伸び率は、令和元年度までの後期高齢者数や要支援者数、利用者数の伸び率などから試算。

政令指定都市 通所型サービス 料金区分 (令和2年10月時点)

時間での料金区分		
従前どおり (時間区分なし)	従前相当で ※ <u>短時間</u> 設定あり	※ <u>短時間</u> は 通所型サービスAとする
8市	4市	8市
	※3時間未満 2市 4時間未満 1市 5時間未満 1市	※3時間未満 8市 ※通所型サービスAは、 人員基準等の要件緩和あり

サービス提供内容での料金区分		
従前どおり (区分なし)	送迎の有無で 料金が異なる	入浴の有無で 料金が異なる
16市	3市	2市

抜粋

全国介護保険担当課長会議資料

令和2年7月31日（金）

振興課

1. 地域支援事業の見直しについて

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画しながら、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものとして、平成 29 年 4 月から全ての市町村で実施していただいている。

こうした中で、昨年 12 月に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）（以下「意見書」という。）では、総合事業の効果的な推進に向けて、

- ・ 総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付を受けられることを前提としつつ、弾力化を行うこと、
- ・ 国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、弾力化を行うこと

等の内容が明記されたところである。

これらを踏まえ、令和 3 年度からは、以下の取扱いを予定しているので、各都道府県においては、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。なお、①総合事業の対象者の弾力化及び②国が定めるサービス価格の上限の弾力化については、関連する省令を秋頃に公布する予定。

① 総合事業の対象者の弾力化（要介護認定を受けた者）

総合事業のサービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業（「第 1 号事業」をいう。以下同じ。）の対象者については、要支援者及び基本チェックリスト該当者（以下「要支援者等」という。）となっているが、意見書を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

具体的には、要支援者等に加えて、市町村の判断により、要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることを可能とする。

なお、要介護者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合についても、現行の要支援者等と同様の取扱いとする。具体的な取扱いの例については、以下のとおりである。

ア 対象となるサービス（要支援者等と同様）

- ・ 訪問型サービス及び通所型サービス（従前相当サービス及び多様なサービス（サービス A、B、C、D））、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

※ 高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を含む。

イ ケアマネジメント

- ・ 介護給付と介護予防・生活支援サービス事業を併用する場合：居宅介護支援
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合：介護予防ケアマネジメント

ウ 給付管理（要支援者等と同様）

- ・ 介護給付の支給限度額の範囲内で、介護給付と介護予防・生活支援サービス事業を一体的に管理

② 国が定めるサービス価格（単価）の上限の弾力化

総合事業のサービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格（単価）については、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が具体的な額を定めることとしているが、意見書を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

具体的には、介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格について、上限ではなく目安とすることとし、市町村においては、国が定める目安の額を勘案して具体的な額を定めることとする。

なお、要介護者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合についても、同様の取扱いとする。

③ 総合事業の上限管理

市町村において、①の対象者の弾力化又は②のサービス価格（単価）の上限の弾力化を行った場合についても、その要する費用は、総合事業の事業費の上限管理の対象とする。

ただし、対象者の弾力化（上記①）により、新たに要介護者が総合事業を利用することによって、総合事業の事業費の上限額を超える場合については、個別協議を受け付けることを予定している。

（２）みなし指定期間の終了に伴う対応（サービス種類コードの変更等）

新しい総合事業の施行に際して、平成27年3月末に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所については、平成27年4月から3年間のみなし指定の効力が発生するほか、市町村が6年を超えない範囲内で別に期間を定める場合は、当該期間は指定の効力が発生することとしている。

これに併せて、当該事業所が事業費を請求する際には、「平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所指定事務等の取扱いについて」（平成27年2月24日厚生労働省老健局振興課事務連絡）で周知しているとおり、所定のサービス種類コード（基本的には、訪問型サービス（みなし）はA1、通所型サービス（みなし）はA5）を使用することとしている。

当該みなし指定期間については、最長でも令和2年度末に終了となることから、これらのコード（A1及びA5）を使用している市町村においては、令和3年度からは独自のサービス種類コード（A1及びA5以外のサービス種類コード）を設定いただくとともに、管内の事業所が事業費を請求する際には、設定されたサービス種類コードを使用いただくよう周知徹底をお願いします。

このほか、指定の更hands続等の対応についても、遺漏なきようお願いする。

(3) 介護用品の支給に関する取扱い

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）で周知しているとおり、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとしている。

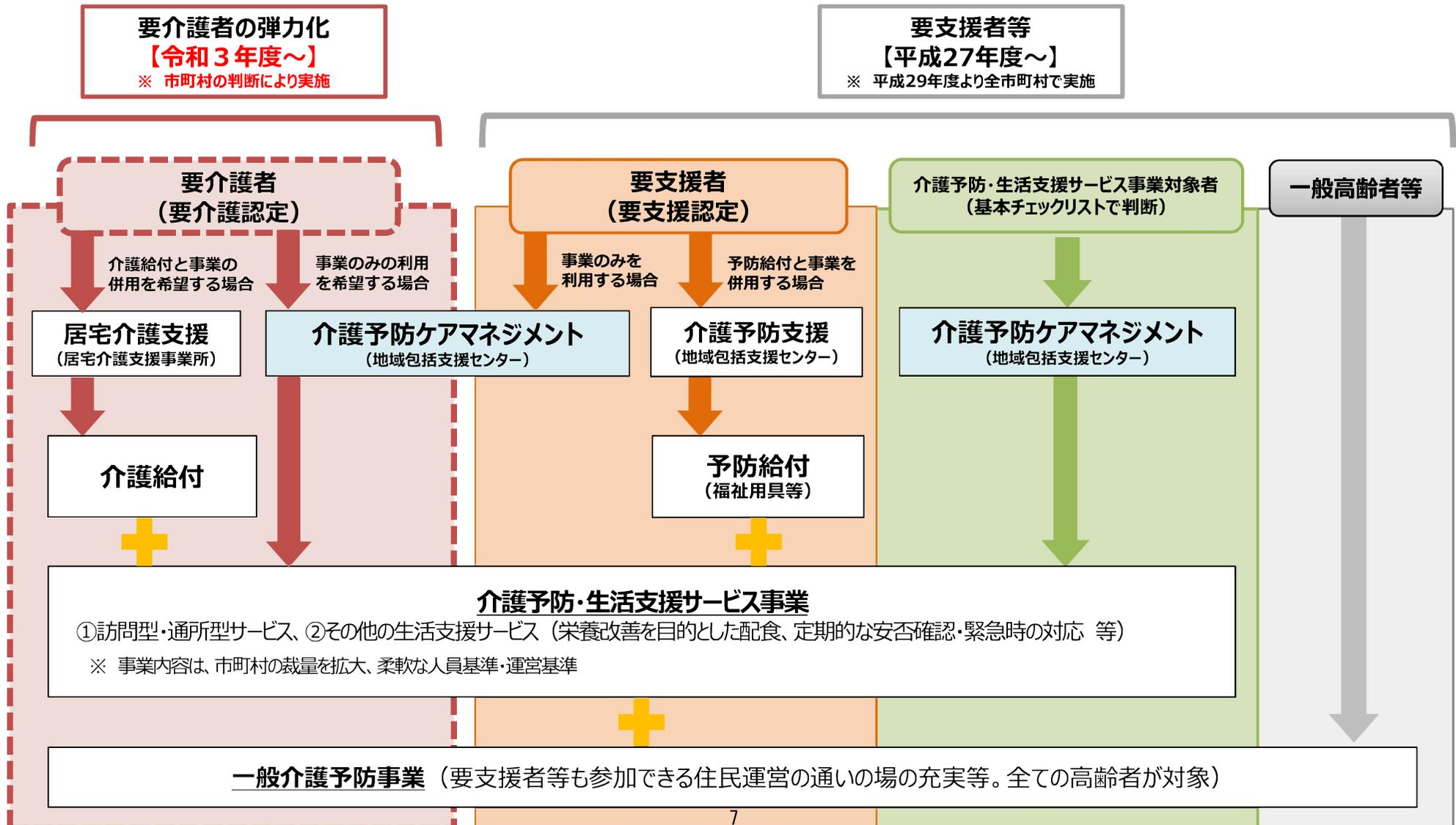
平成30年度には、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること等を実施の要件とし、地域支援事業実施要綱及び交付要綱の改正を行ったところである。

これらの経緯を踏まえつつ、任意事業における介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえた対応策を検討しているところである。

なお、具体的な内容については、令和3年度概算要求に併せて検討することとしており、追ってお知らせする。

総合事業の対象者の弾力化

- 要支援者等に限定されている介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の対象者について、**要介護認定を受けた場合も介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、地域とのつながりを継続する観点から、弾力化を行う。**
- 令和3年度からは、要支援者等に加えて、**市町村の判断により、要介護者についても、総合事業の対象とすることを可能とする。**



国が定めるサービス価格（単価）の上限の弾力化

- 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）のサービス価格（単価）は、地域支援事業実施要綱において **国が定める額を上限として、市町村が具体的な額を定める仕組み。**
- 令和3年度からは、**上限ではなく目安とし、市町村は、国が定める目安の額を勘案して具体的な額を定める**こととする。

1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）

- イ 訪問型サービス費Ⅰ 1, 172単位
（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）
 - ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2, 342単位
（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）
 - ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3, 715単位
（事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）
 - ニ 訪問型サービス費Ⅳ 267単位
（事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）
 - ホ 訪問型サービス費Ⅴ 271単位
（事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）
 - ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 286単位
（事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）
 - ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 166単位
（事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき2回まで算定可能）
 - チ 初回加算 200単位（1月につき）
 - リ (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）
(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）
 - ヌ 介護職員処遇改善加算
(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×137/1000
(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×100/1000
(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）+所定単位×55/1000
(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）+（3）の90/100
(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）+（3）の80/100
 - ル 介護職員等特定処遇改善加算
(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×63/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×42/1000
- 注1～9（略）

3 介護予防ケアマネジメント費

- イ 介護予防ケアマネジメント費 431単位（1月につき）
 - ロ 初回加算 300単位（1月につき）
 - ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位
- 注（略）

2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）

- イ 通所型サービス費
(1) 事業対象者・要支援1 1, 655単位
(2) 事業対象者・要支援2 3, 393単位
(3) 事業対象者・要支援1 380単位
（1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）
(4) 事業対象者・要支援2 391単位
（1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）
 - ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）
 - ハ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）
 - ニ 栄養改善加算 150単位（1月につき）
 - ホ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）
 - ヘ 選択的サービス複数実施加算
(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）
① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）
② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）
運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）
 - ト 事業所評価加算 120単位（1月につき）
 - チ サービス提供体制強化加算
(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）
② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）
(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
① 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）
② 事業対象者・要支援2 96単位（1月につき）
(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
① 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）
② 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）
 - リ 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）
※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）
 - ヌ 栄養スクリーニング加算 5単位（1回につき） ※ 6月に1回を限度とする
 - ル 介護職員処遇改善加算
(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×59/1000
(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×43/1000
(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）+所定単位×23/1000
(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）+（3）の90/100
(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）+（3）の80/100
 - ヲ 介護職員等特定処遇改善加算
(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×12/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×10/1000
- 注1～12（略）